

★「ヤングケアラー」って知っていますか？★



ヤングケアラーは子ども・若者育成支援推進法において、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」とされています。

年齢に見合わない過度の負担を日常的に負うことで、学業や進路、友人関係などに影響する場合があります。また、自分自身の状況が当たり前と感じ、SOSを出せない子どももいますので、このような子どもを見かけたら、下記の相談窓口にご連絡ください。

※ヤングケアラーの具体例



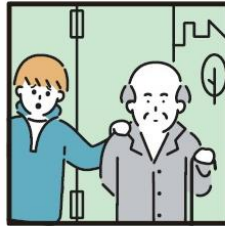
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典「こども家庭庁ホームページ」

～ヤングケアラーに関する相談窓口～

●子育て支援課児童家庭係（本庁舎1階） ※18歳未満の児童
☎ 0566-71-2272（直通） 平日：午前8時30分～午後5時15分（年末年始除く）



●安城市こども若者総合相談センター（あんさぼ） ※15歳～39歳の児童・若者
☎ 090-3094-1289 火・水・土午前10時～午後6時（年末年始除く）
※LINE やメールでの相談もできます。

AnSapo



●児童相談所相談専用ダイヤル
【24時間受付・年中無休】
☎ 0120-189-783（フリーダイヤル）
※通話利用無料

●24時間子供SOSダイヤル
【24時間受付・年中無休】
☎ 0120-0-78310（フリーダイヤル）
※通話料無料

●子どもの人権110番【平日8時30分～午後5時15分（年末年始除く）】
☎ 0120-007-110（フリーダイヤル）※通話料無料

